議案第7号

総社市障害者福祉事業野田基金条例の一部改正について

総社市障害者福祉事業野田基金条例(平成17年総社市条例第84号)の 一部を次のとおり改正する。

令和5年2月28日提出

総社市長 片 岡 聡 一

提案理由

基金の運用方法を変更するため,関係条文の整備を行おうとするもの である。

総社市条例第 号

総社市障害者福祉事業野田基金条例の一部を改正する条例

総社市障害者福祉事業野田基金条例(平成17年総社市条例第84号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号(以下「移動条号」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた 条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には、当該移動条号を当該移動後条とし、移動条号に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条 号(以下「削除条号」という。)を削り、移動後条に対応する移動条号が存在しない場合には、当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条号を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部 分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部 分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
 (設置) 第1条 野田進氏の遺族からの寄附金を原資とし,総社市の障害者福祉事業の経費に充てるため,総社市障害者福祉事業野田基金(以下「基金」という。)を設置する。 (積立額) 第2条 基金として積み立てる金額は,一般会計歳入歳出予算で定める。 	
(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、 この基金に編入するものとする。	(運用益金の処理) 第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して <u>次</u> に掲げる経費に充てるものとする。

改 正 後	改 正 前
	(1) 障害者福祉事業
(処分)	<u>(2)</u> 当該基金への繰入れ
第5条 基金は、障害者福祉事業に係る経費の財源に充てる場合に限り、予	
<u>算で定めた範囲内で処分することができる。</u> (その他)	(その他)
第6条 略	第5条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。